

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和7年9月 24 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を必要としたもの	8件
-----------------	----

厚生年金保険関係	8件
----------	----

年金記録の訂正を不要としたもの	1件
-----------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

厚生局受付番号 : 北海道(受)第 2500043 号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第 2500018 号

第 1 結論

請求者の A 事業所における令和 5 年 12 月 26 日の標準賞与額を 5 万 8,000 円に訂正することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和 5 年 12 月 26 日

A 事業所から支払われた請求期間の賞与について、標準賞与額が記録されていないので、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が所持する賞与明細書により、請求者は、令和 5 年 12 月 26 日に、A 事業所から 5 万 8,000 円の賞与の支払を受けていたことが確認できる。

したがって、令和 5 年 12 月 26 日の標準賞与額を 5 万 8,000 円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第 2500044 号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第 2500019 号

第 1 結論

請求者の A 事業所における令和 5 年 12 月 26 日の標準賞与額を 5 万 8,000 円に訂正することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和 5 年 12 月 26 日

A 事業所から支払われた請求期間の賞与について、標準賞与額が記録されていないので、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が所持する賞与明細書により、請求者は、令和 5 年 12 月 26 日に、A 事業所から 5 万 8,000 円の賞与の支払を受けていたことが確認できる。

したがって、令和 5 年 12 月 26 日の標準賞与額を 5 万 8,000 円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第 2500045 号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第 2500020 号

第 1 結論

請求者の A 事業所における令和 5 年 12 月 26 日の標準賞与額を 5 万 8,000 円に訂正することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和 5 年 12 月 26 日

A 事業所から支払われた請求期間の賞与について、標準賞与額が記録されていないので、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が所持する賞与明細書により、請求者は、令和 5 年 12 月 26 日に、A 事業所から 5 万 8,000 円の賞与の支払を受けていたことが確認できる。

したがって、令和 5 年 12 月 26 日の標準賞与額を 5 万 8,000 円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第 2500046 号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第 2500021 号

第 1 結論

請求者の A 事業所における令和 5 年 12 月 26 日の標準賞与額を 5 万 8,000 円に訂正することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和 5 年 12 月 26 日

A 事業所から支払われた請求期間の賞与について、標準賞与額が記録されていないので、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が所持する賞与明細書により、請求者は、令和 5 年 12 月 26 日に、A 事業所から 5 万 8,000 円の賞与の支払を受けていたことが確認できる。

したがって、令和 5 年 12 月 26 日の標準賞与額を 5 万 8,000 円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第 2500047 号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第 2500022 号

第 1 結論

請求者の A 事業所における令和 5 年 12 月 26 日の標準賞与額を 5 万 8,000 円に訂正することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和 5 年 12 月 26 日

A 事業所から支払われた請求期間の賞与について、標準賞与額が記録されていないので、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が所持する賞与明細書により、請求者は、令和 5 年 12 月 26 日に、A 事業所から 5 万 8,000 円の賞与の支払を受けていたことが確認できる。

したがって、令和 5 年 12 月 26 日の標準賞与額を 5 万 8,000 円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第 2500048 号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第 2500023 号

第 1 結論

請求者の A 事業所における令和 5 年 12 月 26 日の標準賞与額を 5 万 8,000 円に訂正することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和 5 年 12 月 26 日

A 事業所から支払われた請求期間の賞与について、標準賞与額が記録されていないので、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が所持する賞与明細書により、請求者は、令和 5 年 12 月 26 日に、A 事業所から 5 万 8,000 円の賞与の支払を受けていたことが確認できる。

したがって、令和 5 年 12 月 26 日の標準賞与額を 5 万 8,000 円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第 2500049 号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第 2500024 号

第 1 結論

請求者の A 事業所における令和 5 年 12 月 26 日の標準賞与額を 4 万 8,000 円に訂正することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和 5 年 12 月 26 日

A 事業所から支払われた請求期間の賞与について、標準賞与額が記録されていないので、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が所持する賞与明細書により、請求者は、令和 5 年 12 月 26 日に、A 事業所から 4 万 8,000 円の賞与の支払を受けていたことが確認できる。

したがって、令和 5 年 12 月 26 日の標準賞与額を 4 万 8,000 円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第 2500050 号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第 2500025 号

第 1 結論

請求者の A 事業所における令和 5 年 12 月 26 日の標準賞与額を 4 万 8,000 円に訂正することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和 5 年 12 月 26 日

A 事業所から支払われた請求期間の賞与について、標準賞与額が記録されていないので、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が所持する賞与明細書により、請求者は、令和 5 年 12 月 26 日に、A 事業所から 4 万 8,000 円の賞与の支払を受けていたことが確認できる。

したがって、令和 5 年 12 月 26 日の標準賞与額を 4 万 8,000 円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第 2500021 号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第 2500017 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 60 年 3 月上旬から昭和 61 年 7 月下旬まで
請求期間は、A 社で季節雇用の B 職として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録がないので、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、A 社に採用されたが、会社の都合により関連会社の C 社に所属させられた旨述べているところ、雇用保険の被保険者記録によると、請求者は、A 社において被保険者であった記録はなく、昭和 60 年 4 月 1 日から同年 12 月 11 日までの期間及び昭和 61 年 4 月 1 日から同年 9 月 21 日までの期間、C 社において被保険者(季節雇用)であったことが確認できる。

しかしながら、商業・法人登記簿謄本によると、C 社は昭和 63 年 6 月 10 日に解散しており、当時の役員はいずれも既に死亡している上、事業所名簿検索システム及びオンライン記録において、C 社が厚生年金保険の適用事業所となっていた形跡は確認できない。

また、A 社の事業主は、当時の資料を保管していないため、請求者の請求期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除については不明であると回答している上、請求期間当時、A 社の社会保険及び給与計算の事務を担当していたとする者は、「季節雇用の B 職については、関連会社の C 社の従業員として取り扱っていたと思う。季節雇用の B 職の給与から、厚生年金保険料は控除していなかった。」と述べている。

さらに、請求者が自身と同じ季節雇用の B 職であった同僚として唯一名前を挙げた者は、請求者と同様に、請求期間において厚生年金保険に加入していた記録はなく、C 社において雇用保険の被保険者(季節雇用)記録が確認できる上、当該同僚に照会したものの、同人は、当時の厚生年金保険の取扱いについて記憶していない。

加えて、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)により、請求期間及びその前後の期間において、厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者のうち、生存及び所在が確認できた 16 人(上述の事務担当者を含む。)に照会し、11 人から回答が得られたところ、自身の業務内容が B 職であったとする者はいない上、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる具体的な陳述は得られなかった。

その上、A 社に係る被保険者原票を確認したものの、請求者の名前はなく、健康保険の整理番号に欠番もないことから、請求者の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周

辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。